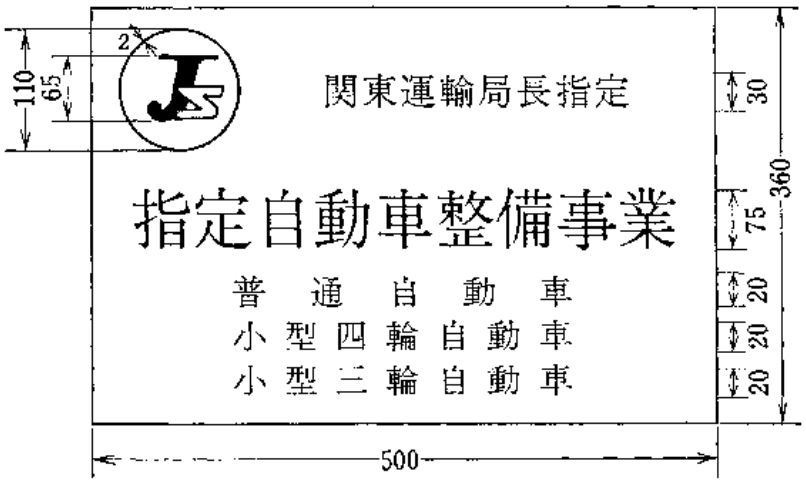
第五号様式（指定自動車整備事業者の標識）（第十五条関係）（昭38運 令52・昭42運令27・一部改正、昭44運令57・旧第二号様式繰下、昭48運令33・昭53運令７・一部改正、昭58運令８・旧第三号様式繰下、昭59運令18・一部改正、平７運令８・旧第七号様式繰上・一部改正）



備考 (1) 指定自動車整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び指定を行つた地方運輸局長名を、中段に「指定自動車整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）　（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（中型）　（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであつて、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（小型）　（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものであつて、普通自動車(大型)及び普通自動車(中型)以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（乗用）　（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大型特殊自動車

(2) 対象とする自動車の種類が４以上のときは、左右二列に配置すること。

(3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

(4) 標識は、金属製又は合成樹脂製とすること。

(5) 標識の塗色は、地色を青色とし、文字及び標章を白色とすること。